

船舶事故調査報告書

令和4年7月6日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	衝突（かき筏）
発生日時	令和4年1月7日 03時42分ごろ
発生場所	広島県呉市音戸町藤脇南西方沖 釣士田港釣士田防波堤灯台から真方位272°580m付近 （概位 北緯34°08.7′ 東経132°29.9′）
事故の概要	貨物船わかちどりは、北進中、かき筏に衝突した。
事故調査の経過	令和4年1月17日、主管調査官（広島事務所）を指名 原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報	
船種船名、総トン数	貨物船 わかちどり、499トン
船舶番号、船舶所有者等	143158、若葉汽船株式会社
乗組員等に関する情報	船長、四級（航海）
負傷者	なし
損傷	本船 船底部外板に擦過傷 かき筏 1台破損
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 北北東、風力 2、視界 良好 海象：海上 平穏、潮汐 下げ潮の中央期
事故の経過	<p>本船は、船長ほか4人が乗り組み、約8ノットの対地速力で早瀬瀬戸を北進中、かき筏をえい航して南進中の漁船（以下「本件漁船」という。）を視認し、本件漁船と左舷対左舷で通過した後、早瀬瀬戸の東側に設置されたかき養殖施設に進入し、かき筏（以下「本件筏」という。）に衝突した。</p> <p>船長は、早瀬瀬戸を何度も通航したことがあり、かき養殖施設の存在も知っていたが、本件漁船がえい航しているかき筏の後方を通過しようと思い、本件漁船と左舷対左舷で通過した。</p> <p>船長は、本件漁船に意識を向けているうち、船首方の本件筏に向かっていることに気付いていなかったと本事故後に思った。</p>
分析	本船は、北進中、船長が、本件漁船のみに意識を向けて航行を続けたことから、船首方の本件筏に向かっていることに気付かず、本件筏に衝突したものと考えられる。
原因	本事故は、夜間、本船が、北進中、船長が、本件漁船のみに意識を向けて航行を続けたため、船首方の本件筏に向かっていることに気付かず、本件筏に衝突したものと考えられる。
再発防止策	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 船長は、特定の対象だけに意識を向けることなく、常時、周囲の見張りを適切に行うこと。